

日行連発第1002号
平成27年12月28日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
登録委員会
委員長 荒岡 克巳

事務所名称に「特定行政書士」を用いることの可否について

標記について、以下のとおりご案内させていただきますので、各単位会におかれましては、ご留意いただき、指導方ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「事務所の名称に関する指針」については、今後、本件を含めた改訂を行い、あらためてご案内する予定です。

記

「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であり、個人事務所の名称として用いることは可能であるが、行政書士法人の場合、事務所の名称としてはなじまないため使用は不可とする。

以上